

アフガニスタンの女性支援策について

(概要)

平成 1 4 年 5 月 3 1 日

アフガニスタンの女性支援
に関する懇談会

（アフガニスタンの現状）

アフガニスタンでは、1979年以来、国内が23年間にわたり戦乱状態に入り、難民や国内避難民が生まれた。さらに戦乱による死亡者は男性が多数であるため、女性の寡婦や孤児、高齢者など、女性の生活が極めて困難な状況に置かれており、女性が復興に果たす役割は非常に大きいとされている。2001年12月22日にアフガニスタン暫定行政機構が樹立されて以来、アフガニスタンの復興への努力は積み重ねられつつあり、我が国を含む国際社会の支援も開始されている。

（アフガニスタン復興支援の動き）

2002年1月21、22日に日本でアフガニスタン復興支援国際会議が開催された際、小泉総理は、日本が復興支援において重点的に貢献すべき分野の一つとして「女性の地位向上」をあげ、さらに、共同議長最終文書においても「紛争と抑圧の主たる犠牲者であった女性の権利を回復し、女性のニーズに対処することが核心であり、女性の権利及びジェンダーの問題は、復興プロセスにおいて十分に反映されるべきである」とされている。また、国連の婦人の地位委員会においては、アフガニスタンの女性に関する事務総長報告が提出され、アフガニスタン女性に対する支援を積極的に推進する決議案を採択した。

（支援策の重要分野）

当懇談会は、アフガニスタンでは、現に援助を必要とする女性たちが多数おり、今まさにアフガニスタンの人々の手で復興が始まりつつあるという現実を重く受けとめ、スピード感をもって提言をまとめることに力を注いだ。提言は、日本が復興支援を行う上で、多様な支援分野において女性/ジェンダーの視点から何がどのように行われることが必要であるか、復興の様々な場面においてアフガニスタンの女性が参画しその成果を享受するためにどのようにすればよいかを整理し、「政治・制度的枠組み」「教育」「保健医療」「産業・職業」「基礎インフラ」「平和・安全」「国内における取組の点検と評価」の分野毎の支援策の方向性と、その目標を達成するための具体的支援策を挙げた。

（女性／ジェンダーの視点で有効・公正な支援）

もちろん事態は流動的であり、提言の総てが実行できるとは限らない。しかし、いかなる段階においても、女性の権利の回復とアフガニスタンの人々の主体的な意向を尊重し、女性の参画を進めることが重要である。それは、日本のアフガニスタン復興支援をより人間的により効果的に行うことにつながる。我々は、日本の国民が長い不況と厳しい財政の中から拠出する貴重な資金が無駄に使われることなく、真にアフガニスタンの人々、特に女性たちの役に立つよう、有効にかつ公正に活用されることを望んでいる。

（今後のフォローアップ）

懇談会はこちらに報告書を取りまとめたが、今後の取り組みとして持続的な点検と評価が不可欠である。アフガニスタンを再び忘れられた国にしないためにも、日本国内において、政府、NGOが相携えてアフガニスタン女性支援の体制をつくり、関心を持ち続けることが必要である。また、ここでの議論を通じて、日本が復興や開発の支援にあたり、女性／ジェンダーの視点をもつことで、相手国の人々にとってより効果的な支援の促進が可能であることが明らかになった。当懇談会での議論や提言をきっかけとして、今後とも、日本の政府、NGO、市民が女性／ジェンダーに配慮しつつ復興や開発支援にあたる体制が確立されることを、心から期待している。

1 - 1 政治・制度的枠組み - 女性の声をあらゆる決定に反映させる -

長い間の戦火や内乱に苦しんだアフガニスタンの復興が始まろうとしている。国、地方を問わず今後の政策・方針を決定するあらゆる機会に女性が参画し、その構築過程で女性の意思が尊重され、女性/ジェンダーの視点が主流化されることが必要である。

支援策の方向性

緊急ロヤ・ジェルガにおける女性議員の選出や選挙への参加を始め、司法・立法・行政分野など、あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画を支援する。

ナショナルマシーナリーである女性課題省の強化を図るとともに、政府の施策における女性/ジェンダー視点の主流化を図るため、各省庁内におけるフォーカル・ポイントの整備やジェンダー情報・統計の整備などへの支援を行う。

地方行政における女性参画や地域における女性センターの整備など、地方レベルにおける各種ジェンダー政策・事業の早期展開を支援する。

地域の女性組織やNGOの育成を支援する。

具体的支援策

(1) 緊急ロヤ・ジェルガや選挙を含む、あらゆる意思決定への女性参画の促進

メディアを活用した、ロヤ・ジェルガやその他選挙に関する情報伝達や広報、女性の政治参加促進のためのキャンペーンを実施する。

女性の選挙参加を促進するため、女性の投票手段や施設を確保する。

また、ロヤ・ジェルガに参加する女性代議員の移動手段を確保する。

女性/ジェンダーの視点に立った、法識字に関するリーダー研修及び憲法・司法制度作りへの専門家派遣や研修員の受入れを行う。

女性センター等を活用し、地域の女性リーダーの育成を図ると共に、

各種シューラへの女性の参画を促進する。

(2) ナショナルマシーナリーの強化と政府の施策における女性/ジェンダー視点の主流化

女性課題を担当する省庁の強化を図るため、施設、機材等の整備を行う。また、女性課題を担当する省庁に対する専門家派遣や大臣・上級官等の招聘、研修員受入等を行う。

女性課題を担当する省庁が他省庁と連携して行う、アフガニスタン女性の現状分析・ニーズ把握、各種調査研究等を促進する。

女性課題に対応するための各省横断の委員会や各省におけるフォーカル・ポイントを設置する。また、男女政府職員に対するジェンダー研修を実施する。

中核的な女性センターを整備し、女性センターにおける職業・生活技術訓練、ICT能力向上のための研修等を実施する。また、中央・地方の女性センターのネットワークを整備する。

(3) 地方レベルにおける各種ジェンダー施策・事業の早期展開

地方政府に女性支援関連部署を設置するとともに、その機能・能力を強化するため、地方政府職員に対するジェンダー研修や専門家の派遣などを行う。

地域の女性センターの整備や職業・生活技術訓練等を行う。

地域のDV被害者センターを整備し、相互のネットワークを構築する。

(4) 地域の女性組織・NGOの育成

中央・地方レベルにおける女性関連NGOの育成とネットワークづくりへの支援を促進する。

ジェンダーと開発に関する基金等を通じた、女性NGOへの支援を促進する。

1 - 2 教育 - 国づくりは女性のエンパワメントから -

教育は、様々な分野で女性たちが自ら力をつけていくこと（エンパワメント）の基本である。女性の就学率、識字率を飛躍的に引き上げるとともに、今後の復興と開発を担う女性人材の育成を図るため、初等・中等教育、高等教育、社会教育など、生涯にわたる女性の教育と学習を保障することが必要である。

支援策の方向性

成人女性や中途退学者に対する識字教育のほか、社会教育、生涯学習及び自己表現能力の向上を推進するため、施設及び教材の整備、指導者の養成等を支援する。

初等・中等教育において、施設・設備及び教材の整備、教員の養成・再教育等を行うとともに、指導的女性教員を日本において研修する。また、親に対する啓発を進めるなど、女性・女児の学習を保障する。

高等教育において、施設・設備及び教材の整備、教員の養成・再教育等を行う。また、女性教員・学生を日本に留学生として受け入れる。

女性の教育・学習の状況を把握するため、ジェンダー統計の整備を支援する。

具体的支援策

(1) 成人女性・未就学者・中途退学者への識字教育・社会教育・生涯学習・自己表現能力の向上の推進

社会教育施設・保育施設を整備・充実する。

女性指導者の養成・再訓練や指導者に対するジェンダー啓発研修を行う。

教科書、教育用設備、文房具及び事務用品を配布する。また、適切な教材を開発・作成する。

研修指導者と学習者の通勤・通学手段の提供や女性学習者への就学奨学金の措置など、学習機会向上のための措置を講ずる。

(2) 初等・中等教育における女性の学習の保障

女子校・女子クラスを含む学校の修復・建設を進める。また、女性教員宿舎、保育施設及び給食施設の整備を行う。

女子教育で歴史と伝統を持つ日本の女子大学において、指導的女性教員の研修を行う。

女性教員の養成・再訓練を行う。また、男女教員に対しジェンダー啓発研修を実施する。

教科書、教育用設備（机・椅子を含む）、文房具、事務用品等の支援を行うとともに、女性/ジェンダーに配慮したカリキュラムや教材の開発・製作を行う。

教員と生徒の通勤・通学手段の提供や女子生徒の就学奨学金の措置など、学習機会向上への支援や、親に対する啓発活動を行う。

(3) 女性の高等教育の促進

大学校舎・女性寄宿舍・保育施設の修復・建設を進める。

大学女性教員の養成・再訓練を行う。また、男女教員に対するジェンダー啓発研修を実施する。

教育・研究・実験施設・機材の整備や教科書、文房具及び事務用品等の配布を行うとともに、ジェンダーに配慮したカリキュラムや教材の開発・作成を行う。

教員と学生のための通勤・通学手段の提供や女子学生への就学奨学金など、学習機会向上のための措置を講ずる。

女性の若手教員、学生を日本の大学への留学生として受け入れる。

(4) 教育・学習に関するジェンダー統計整備

初等・中等教育における、地域別児童・生徒及び教員の男女数に関する統計を整備する。

高等教育における、専門別、地域別教員の男女数に関する統計を整備する。

ジェンダー統計の専門家を育成する。

1 - 3 保健医療 - 生涯にわたる女性の健康の保障 -

女性が生涯を通じて健康な人生を送ることは基本的な人権である。今まで、ともすれば男性優先だった保健医療の分野で、女性のニーズに配慮し、生涯にわたる女性の健康を保障するための体制づくりと、女性の人材を育成することが必要である。

支援策の方向性

女性やその家族に配慮した病院の整備や、地域医療の充実に向けた、女性の保健医療施設の整備について支援する。

リプロダクティブ・ヘルスを含む、生涯にわたる女性の心身の健康に関する情報について、ワークショップなどを通じて提供する。

女性の医師・看護師やヘルスワーカー・ヘルスポランティアなど、保健医療に従事する人材の育成・養成を支援する。

保健医療に関するジェンダー統計の整備について支援する。

具体的支援策

(1) 女性の保健医療施設の整備

基本的2次医療のできる産科病院や結核その他の感染症に関する女性の治療のための施設の整備を行うとともに、女性患者と家族の宿泊施設の整備を行う。また、医療従事者の通勤手段を供与する。

地域において、プライマリーヘルスクリニックの整備や医療資材・医療機材・器具の供与など、地域医療の充実を図る。また、産科救急に対応できる搬送システム・リファラルシステム等の構築を行う。

(2) 女性の健康に関する情報提供

女性に対し、心身の健康、栄養・衛生、安全な妊娠・出産・育児など、生涯にわたる女性の健康に関する情報提供を行う。適切な教材を同時に開発し、使用する。また、男性に対する必要な情報提供を行う。

生涯にわたる女性の健康に関し、女性の心身の健康、栄養・衛生、安全な妊娠・出産・育児などに関するワークショップの開催や女性団体・NGOの活動等を促進するとともに、男性への啓発を行う。

(3) 人材育成・制度の整備

保健医療政策の立案や行政、医療施設等の管理運営などにあたる人材を養成するに当たり、専門家の派遣や研修を行う。

女性の医師、看護師、助産師、薬剤師、心身障害者支援従事者などの再訓練や育成を行うとともに、その技術能力の向上を図るため、必要な専門家の派遣や研修を行う。

日常生活に密着したヘルスワーカー、ヘルスポランティアや伝統的助産婦について、プライマリーヘルスケアや栄養改善に関する再訓練などを行うとともに、その指導者の再訓練、育成を図る。

女性に対する暴力被害者を支援する医療従事者の育成を図り、社会福祉、警察、司法との連携を促進する。また、必要な専門家派遣や研修を実施する。

(4) 保健医療に関するジェンダー統計整備

人口動態統計や疾病統計の整備を行うとともに、必要な専門家派遣や研修を行う。

医師、看護師、薬剤師など医療従事者の職種、地域別男女数などに関する統計の整備を行う。

1 - 4 産業・職業 - 女性の経済力向上への支援 -

アフガニスタン経済の復興に当たって女性たちは、産業・経済の重要な担い手である。女性たちが経済力を持ち、安全で安定した生活ができるよう、食料の確保、起業支援、職業訓練、雇用機会の創出等を行うことが必要である。

支援策の方向性

食料の安定的確保について支援するとともに、農林畜産業の経営や地域生活活動などについて支援を行う。

女性が生計を立て、所得を向上させる事ができるよう、情報提供、技術支援、資金援助や協同組織の育成など、女性の起業を支援するとともに、仕事と生活の両立支援を行う。

女性が就業できるよう、必要な職業訓練について支援を行う。

女性の雇用機会の創出のため、女性を配置する公的機関や女性を雇用する民間企業への支援を行うとともに、安全な職場環境の確保を行う。

具体的支援策

- (1) 食料の安定的確保と農林畜産業の振興に参画する女性たちへの支援
菜園、畜産など農林畜産業の復興を支援するとともに、農林畜産業に関する女性指導員を育成する。

地域における女性の生活に関する指導員を育成する。

- (2) 生計・所得向上のための女性の起業支援

女性の起業に関する研修や情報提供を実施する。また、研修担当者の育成や研修教材の開発・製作を行う。

農林畜産物の加工・販売のために必要な施設の建設や技術の研修を行う。

女性起業家に対し、女性銀行やジェンダー基金の設置など、活動資金調達の支援を行う。

女性起業家が加入できる協同組合や共同組織の育成を図る。

(3) 女性の職業訓練の実施

女性の就業に当たり必要な、事務、情報処理、手工業・縫製の技術等について訓練を行う。

(4) 女性の就業環境の整備・雇用機会の創出

女性の家事労働軽減等のための家事用機器や保育サービスの充実を図る。

女性を配置する公的機関や女性を雇用する民間企業に対し、優遇措置などの対応を行う。

女性にとって安全な職場環境の確保を促進する。

1 - 5 基礎インフラ - 女性 / ジェンダーの視点から見た生活基盤の整備 -

女性は潰滅的なアフガニスタンの社会資本を復興し基盤整備を行う重要な担い手であり、また重要な利用者である。女性のニーズに十分配慮して、水の確保、公共交通計画などの基礎インフラの策定・整備などを女性の参画によって進めることが必要である。

支援策の方向性

国民の自由な意志疎通に不可欠であるメディア・通信網の整備に際して、女性による利用が可能となるよう、必要な整備を行うとともに、放送関係者等への女性参加とジェンダー研修について支援を行う。

生活の基盤となる安全な水の確保について支援を行うとともに、下水道など衛生環境の整備について支援する。

アフガニスタン復興の基礎となる公共交通の整備を進めるとともに、策定過程への女性の参画を促進する。

女性世帯主や孤児となった女兒などのために、住居の整備を行う。

具体的支援策

(1) メディア・通信網の整備

女性があらゆるメディア・通信網にアクセスすることが可能となるよう、女性の集まる場所への情報通信機器の整備を行う。

アフガニスタン女性の放送技術者、取材記者、番組制作担当者などについて、日本における研修を実施する。

男女の放送従事者に対するジェンダー研修を実施する。

(2) 水の確保と衛生面の整備

井戸掘りや水の共同管理を推進するとともに、水の確保に関する地域の意思決定への女性の参画を促進する。

女性のための衛生環境の整備のため、必要な機材の供与を行うとともに、衛生環境に関する指導者を育成する。

公共及び私的な場所への女性用トイレの整備を進める。また、女性のニーズに合った下水道整備や生活ごみ処理システムを整備する。

(3) 公共交通計画の策定・整備

公共交通計画の策定過程への、女性課題省、女性リーダー、NGOなどのアフガニスタン女性の参画を促進する。

公共交通計画に関する女性のニーズ調査等を実施し、女性/ジェンダーの視点を踏まえた計画を策定する。

公共交通計画の策定に当たり、特に女性の政治参画や教育・医療等のサービスを受ける機会等が確保されるよう配慮する。

(4) 住宅の整備

女性世帯主や孤児となった女兒等を支援するための安価な住居の整備を行う。

1 - 6 平和・安全 - 女性が安心して暮らせるアフガニスタンへ -

戦争はアフガニスタン女性の上に多くのつめあとを残している。寡婦、孤児や暴力の被害を受けた女性・女兒に対する支援を行い、女性の難民・避難民の移動、定住などに向けて、女性/ジェンダーの視点から見た平和・安全の構築を進めることが必要である。

支援策の方向性

様々な状況の女性に対する支援プログラムを整備するとともに、子供、特に女兒の生活環境改善について支援する。また、屋外における女性の安全な移動の保障について支援する。

アフガニスタンをはじめ世界の平和の構築に関し、ワークショップの開催等、女性の参画を促す啓発活動を支援する。

女性難民や国内避難民の移動・定住につき支援を行うほか、キャンプにおけるリプロダクティブ・ヘルスの向上について支援を行う。また、性暴力の防止対策の強化などを支援する。

女性の情報発信活動や女性支援のための広報・情報伝達手段の整備を支援することを通じ、メディアを通じた平和・安全のキャンペーンを促進する。

具体的支援策

(1) 日常生活の安全の確保

女性センター等を活用し、アフガニスタン女性の日常生活の安全の確保に努める。

寡婦、孤児となった女兒、障害者、高齢者、暴力被害者、人身売買被害者、精神的後遺症などの女性支援に関する専門家の派遣及び研修を行う。

屋外における女性の安全な移動を保障するため、女性用公衆トイレの設置や女性も利用できるバスの運行を行う。また、女性や子供への地雷回避教育や地雷情報を幅広く提供する。

子供、特に女児の生活環境を改善するため、生活支援施設の整備や技術訓練、ストリートチルドレンの生活向上支援などを行う。

(2) 平和構築への女性の参画促進

女性参加者を中心とする平和構築に関するワークショップ等を開催する。

紛争の予防・管理・解決の全ての意思決定の局面において女性の代表を増加させるなど、国連安全保障理事会の決議1325号（女性と平和及び安全保障に関する決議）に沿った支援を実施する。

(3) 女性難民・国内避難民の再定住の促進

難民キャンプにおいて、情報・資材提供などを通じてリプロダクティブ・ヘルスの向上を図る。

難民キャンプにおける女性に対する性暴力の防止対策を強化するとともに、被害者のためのシェルターを設置する。

女性難民・国内避難民の帰還に当たり、再定住計画策定過程や地域社会開発過程へのアフガニスタン女性の参画を促進する。また、女性／ジェンダーの視点に立った地域社会開発事業を展開する。

女性難民・国内避難民の定住を進めるため、農業の再建や職業訓練等を推進する。

(4) メディアを通じた平和・安全のキャンペーンの促進

女性メディア情報センター等の整備や女性のメディア従事者の育成など、女性の情報発信活動への支援を行う。

女性／ジェンダーの視点を反映した視聴覚教材やメディア企画の作成・普及など、女性支援のための広報及び情報伝達手段の整備を行う。

2 国内における取組の点検と評価 - 持続可能なジェンダーと開発 -

日本においてアフガニスタンの女性についての関心を持続し、日本による支援の実施状況を見守り、どのように効果を上げているかを点検・評価することは極めて重要である。政府、関係機関、民間がこぞって見守る体制を作ることが必要である。

支援策の方向性

日本におけるアフガニスタン女性支援に関する活動を促進するため、国内のアフガニスタン支援体制や支援ネットワークを整備するとともに、NGOのアフガニスタン女性支援活動への支援を強化する。また、アフガニスタンの女性支援に関する広報活動を実施する。

アフガニスタンに対する日本の支援について、女性/ジェンダーの視点からフォローアップを行うとともに、その状況について公表する。

今後の我が国の途上国支援に、女性/ジェンダーの視点が反映されるような方策について、検討する体制を整備する。

具体的支援策

(1) 日本におけるアフガニスタン女性支援に関する活動の促進

アフガニスタン女性支援のための体制を整備するとともに、女性専門家及び若手人材などの現地への派遣等を実施する。

女性団体、NGOのアフガニスタン女性支援のためのネットワークの構築を支援する。

アフガニスタンの女性支援について、フォーラムを開催するなど広報啓発活動を実施する。

(2) 日本大使館、JICA、NGO等の情報を踏まえた、女性／ジェンダー視点からのアフガニスタン支援のフォローアップ

ジェンダー専門家が、アフガニスタンにおける大使館、JICA、NGO等の情報も踏まえ、支援の定期的モニタリング及び評価を実施し、その結果を公開する。

アフガニスタンの情勢、モニタリングの評価等を踏まえ、女性／ジェンダー視点からのアフガニスタン支援に関して継続的にフォローアップを行い、必要なアフガニスタン女性支援を推進する。

国連、OECD/DAC、その他の国際機関や国際NGOなどが開催するアフガニスタンの女性支援に関する会合に出席し、情報交換や連携促進を図る。

(3) 今後の途上国支援における女性／ジェンダー主流化方策の検討

アフガニスタン女性支援の経験を踏まえ、今後の途上国支援に対する女性／ジェンダー主流化方策について検討を進める。

アフガニスタンの女性支援に関する懇談会 委員名簿

(50音順、敬称略)

青山	温子	名古屋大学大学院教授
池上	清子	家族計画国際協力財団企画開発事業 部長
岩男	壽美子	武蔵工業大学教授
内海	成治	大阪大学大学院教授
喜多	悦子	日本赤十字九州国際看護大学教授
田中	由美子	国際協力事業団国際協力総合研修所 国際協力専門員
中道	仁美	愛媛大学大学院助教授
中村	道子	国連婦人開発基金日本国内委員会 名誉会長
橋本	ヒロ子	十文字学園女子大学教授
原	ひろ子	放送大学教授
樋口	恵子	東京家政大学教授
目黒	依子	上智大学教授

(会長： 印)

アフガニスタンの女性支援に関する懇談会 開催状況

- 第1回 平成14年 2月27日(水)
ヒアリング「アフガニスタン支援について」
- 平成14年3月11日～3月17日
官邸アフガニスタン復興支援調査合同ミッション
(原会長、喜多委員が参加)
- 第2回 平成14年 3月26日(火)
ヒアリング「アフガニスタン視察について」
「国連婦人開発基金及び国連人口基金の動向について」
アフガニスタンの女性支援に関する意見について
- 平成14年4月6日～4月19日
第2次アフガニスタン支援調査団
(青山委員、内海委員が参加)
- 第3回 平成14年 4月23日(火)
ヒアリング「アフガニスタン復興支援調査について」
「現地における支援の状況について」
- 第4回 平成14年 5月17日(金)
アフガニスタンの女性支援に関する提言について
- 第5回 平成14年 5月31日(金)
アフガニスタンの女性支援に関する提言について
今後の進め方について